

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第21号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(書類の経由等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により知事に提出する書類（開</u> <u>発行為に係るものに限る。）の部数は、正本1</u> <u>部及び副本1部（省令第4条に規定する林地</u> <u>開発許可申請書及び第3条第2項に規定する</u> <u>林地開発変更許可申請書にあっては、正本1</u> <u>部及び副本2部）とする。</u></p> <p>様式第17号 (略)</p> <table border="1"><tr><td>保安林（保安施設地区）内 土地形質変更等許可標識</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>(注) 大きさは、縦60センチメートル以上、横 90センチメートル以上としてください。</p>	保安林（保安施設地区）内 土地形質変更等許可標識	(略)	<p>(書類の経由)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>様式第17号 (略)</p> <table border="1"><tr><td>保安林（保安施設地区）内 土地形質変更等許可標識</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>(注) 大きさは、<u>知事がやむを得ないと認める</u> <u>場合を除き</u>、縦60センチメートル以上、横 90センチメートル以上としてください。</p>	保安林（保安施設地区）内 土地形質変更等許可標識	(略)
保安林（保安施設地区）内 土地形質変更等許可標識					
(略)					
保安林（保安施設地区）内 土地形質変更等許可標識					
(略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。